

福島県防災会議原子力防災部会要綱

- 1 趣旨
福島県防災会議条例第4条及び福島県防災会議運営規程第3条に規定する部会のうち、原子力災害対策に関する部会に関しては、この要綱の定めるところによる。
- 2 部会の名称
部会の名称は、福島県原子力防災部会(以下「部会」という。)と称する。
- 3 部会の構成
部会は、委員5人以内及び専門委員29人以内をもって組織する。
- 4 部会長
部会長は、福島県副知事の職にある者をもって充てる。
- 5 部会の調査審議事項
部会の調査審議事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 原子力災害対策計画の修正に関する事項
 - (2) 原子力発電所周辺環境の調査に関する事項
 - (3) その他会長から付議された事項
- 6 部会長への委任
この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。
- 7 庶務
部会の庶務は、福島県危機管理部原子力安全総室原子力防災課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和55年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

福島県防災会議原子力防災部会構成員

1 委員

委員は、福島県防災会議委員のうち、次に掲げる職にある者とする。

福島県副知事
福島県警察本部長
福島県危機管理部長
福島県保健福祉部長
福島県消防長会長

2 専門委員

専門委員は、次に掲げる者及び原子力防災に関し、学識を有する者のうちから知事が任命した者とする。

いわき市長
田村市長
南相馬市長
川俣町長
広野町長
楡葉町長
富岡町長
川内村長
大熊町長
双葉町長
浪江町長
葛尾村長
飯館村長
福島県市長会長
福島県町村会長
双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長
福島県県北地方振興局長
福島県県中地方振興局長
福島県相双地方振興局長
福島県いわき地方振興局長
福島県災害対策課長
福島県原子力安全対策課長